

新（平成28年2月24日農林水産省告示第489号）				旧			
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>				<p>（定義）</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			
用語		定義		用語		定義	
ソーセージ		次に掲げるものをいう。 1・2（略） 3 1又は2に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白その他の結着材料を加えたものであつて、その原材料及び添加物に占める重量の割合が15%以下であるもの 4 1、2又は3に、グリーンピース、ピーマン、にんじん等の野菜、米、麦等の穀粒、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の種ものを加えたものであつて、原料畜肉類又は原料臓器類の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%を超えるもの 5（略）		ソーセージ		次に掲げるものをいう。 1・2（略） 3 1又は2に、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たん白、乳たん白その他の結着材料を加えたものであつて、その原材料に占める重量の割合が15%以下であるもの 4 1、2又は3に、グリーンピース、ピーマン、にんじん等の野菜、米、麦等の穀粒、ベーコン、ハム等の肉製品、チーズ等の種ものを加えたものであつて、原料畜肉類又は原料臓器類の原材料に占める重量の割合が50%を超えるもの 5（略）	
（略）				（略）			
レバーソーセージ		ソーセージの項1又は3に規定するものうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜、家きん又は家兎の肝臓のみを使用したものであつて、その原材料及び添加物に占める重量の割合が50%未満のものをいう。		レバーソーセージ		ソーセージの項1又は3に規定するものうち、原料臓器類（豚及び牛の脂肪層を除く。）として家畜、家きん又は家兎の肝臓のみを使用したものであつて、その原材料に占める重量の割合が50%未満のものをいう。	
（略）				（略）			
<p>（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ及びウインナーソーセージの規格）</p> <p>第3条 ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ及びウインナーソーセージの規格は、次のとおりとする。</p>				<p>（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ及びウインナーソーセージの規格）</p> <p>第3条 ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ及びウインナーソーセージの規格は、次のとおりとする。</p>			
区分		基準		区分		基準	
		特級	上級	標準			標準
（略）				（略）			
原材料		（略）		食品添加物以外の原材料		（略）	
添加物		（略）		食品添加物		（略）	
（略）				（略）			

(リオナソーセージの規格)

第4条 リオナソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
原 材 料	(略)	(略)
添 加 物	前条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(レバーソーセージの規格)

第5条 レバーソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(セミドライソーセージ及びドライソーセージの規格)

第6条 セミドライソーセージ及びドライソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
原 材 料	(略)	(略)
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。	
(略)		

(加圧加熱ソーセージの規格)

第7条 加圧加熱ソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	(略)
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(リオナソーセージの規格)

第4条 リオナソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
食品添加物以外の原 材料	(略)	(略)
食 品 添 加 物	前条の規格の食品添加物と同じ。	
(略)		

(レバーソーセージの規格)

第5条 レバーソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
食品添加物以外の原 材料	(略)
食 品 添 加 物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(セミドライソーセージ及びドライソーセージの規格)

第6条 セミドライソーセージ及びドライソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	上 級	標 準
(略)		
食品添加物以外の原 材料	(略)	(略)
食 品 添 加 物	第3条の規格の食品添加物と同じ。	
(略)		

(加圧加熱ソーセージの規格)

第7条 加圧加熱ソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
食品添加物以外の原 材料	(略)
食 品 添 加 物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	

(無塩漬ソーセージの規格)

第8条 無塩漬ソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
原 材 料	前条の規格の原材料と同じ。
添 加 物	第3条の規格の添加物と同じ。
(略)	

(無塩漬ソーセージの規格)

第8条 無塩漬ソーセージの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準
(略)	
食品添加物以外の原 材 料	前条の規格の食品添加物以外の原材料と同じ。
食 品 添 加 物	第3条の規格の食品添加物と同じ。
(略)	